

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります)) 【現改比較表】 2022年2月25日現在

～2022年2月24日

2022年2月25日～

目次 (略)

第1章

第1条 (略)

第2条

用語	用語の意味
1～10 (略)	(略)
11 音声通話機能付き契約者カード	契約者カードに、共通編別記17の(4)のケに規定する卸携帯電話サービスの契約約款に定める卸FOMAサービス又は卸Xiサービスの通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通話機能を付加したものの
11～16 (略)	(略)

第2章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

目次 (略)

第1章

第1条 (略)

第2条

用語	用語の意味
1～10 (略)	(略)
11 音声通話機能付き契約者カード	契約者カードに、共通編別記17の(4)のケに規定する卸携帯電話サービスの契約約款に定める卸FOMAサービス、 卸Xiサービス 又は 卸5Gサービス の通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通話機能を付加したものの
11～16 (略)	(略)
17 5G通信機能	音声通話機能付き契約者カードに付加することができる通信機能で、共通編別記17の(4)のケに規定する卸携帯電話サービス契約約款に定める卸5Gサービスの通話モード、データ通信モード、ショートメッセージ通信モードによる通信機能を指す

第2章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容								
(1) 細目に係る料金の適用	<p>(略)</p> <p>ア 通信又は保守の様態による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 6-3</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約及び卸Xi契約に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	タイプ 6-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約及び卸Xi契約に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもの	(略)	(略)
区分	内容								
(略)	(略)								
タイプ 6-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約及び卸Xi契約に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもの								
(略)	(略)								
(2)~(5)の2 (略)	(略)								
(5)の3 タイプ6-3の区分に係る料金の適用	<p>ア~イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) モバイルアクセスに係る提供区域は、共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約および卸Xi契約に規定する通信区域とします。</p> <p>(略)</p> <p>エ~ク (略)</p>								

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容								
(1) 細目に係る料金の適用	<p>(略)</p> <p>ア 通信又は保守の様態による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ 6-3</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約、卸Xi契約及び卸5G契約に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	タイプ 6-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約、 卸Xi契約 及び 卸5G契約 に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもの	(略)	(略)
区分	内容								
(略)	(略)								
タイプ 6-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、モバイルアクセス（共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約、 卸Xi契約 及び 卸5G契約 に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもの								
(略)	(略)								
(2)~(5)の2 (略)	(略)								
(5)の3 タイプ6-3の区分に係る料金の適用	<p>ア~イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) モバイルアクセスに係る提供区域は、共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約、卸Xi契約および卸5G契約に規定する通信区域とします。</p> <p>(略)</p> <p>エ~ク (略)</p> <p>クの2 プラン1及びプラン3は5G通信機能を利用できません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>1の音声通話機能付き契約者 カードごとに</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単 位	料金額	プラン1	1の音声通話機能付き契約者 カードごとに	-		
区分	単 位	料金額							
プラン1	1の音声通話機能付き契約者 カードごとに	-							

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1424 76 1581 156">プラン3</td> <td data-bbox="1581 76 1962 156">1の音声通話機能付き契約者 カードごとに</td> <td data-bbox="1962 76 2134 156">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1424 156 2134 1270"> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 第2種契約者（音声通話機能付き契約者カードを利用する者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、当社が指定する方法によりこの機能の提供を請求することができます。</u></p> <p><u>2 当社は、次の場合には、前項の請求を承諾しないことがあります。</u></p> <p><u>（1）当社が契約者カードの申込みを承諾した日以前に、その契約者カードについてこの機能の提供の請求があった場合。</u></p> <p><u>（2）前号に規定するほか、契約者カードの申込みが、当社のモバイルアクセスサービス契約約款第9条の3（番号ポータビリティ）に規定する申込みを伴う場合であって、当社が指定する手続きが完了していない場合。</u></p> <p><u>3 当社は、当社が前々項の請求を承諾し、その請求に係る手続きを完了したときから、第2種契約者がこの機能の提供の解除を請求し、かつ当社がその請求を承諾し、その請求に係る手続きを完了するまでの間、その請求に係る契約者カードに対しこの機能を提供します。</u></p> <p><u>4 当社は5G通信機能利用による通信速度の改善を保証しません。</u></p> </td> </tr> </table>	プラン3	1の音声通話機能付き契約者 カードごとに	-	<p><u>備考</u></p> <p><u>1 第2種契約者（音声通話機能付き契約者カードを利用する者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、当社が指定する方法によりこの機能の提供を請求することができます。</u></p> <p><u>2 当社は、次の場合には、前項の請求を承諾しないことがあります。</u></p> <p><u>（1）当社が契約者カードの申込みを承諾した日以前に、その契約者カードについてこの機能の提供の請求があった場合。</u></p> <p><u>（2）前号に規定するほか、契約者カードの申込みが、当社のモバイルアクセスサービス契約約款第9条の3（番号ポータビリティ）に規定する申込みを伴う場合であって、当社が指定する手続きが完了していない場合。</u></p> <p><u>3 当社は、当社が前々項の請求を承諾し、その請求に係る手続きを完了したときから、第2種契約者がこの機能の提供の解除を請求し、かつ当社がその請求を承諾し、その請求に係る手続きを完了するまでの間、その請求に係る契約者カードに対しこの機能を提供します。</u></p> <p><u>4 当社は5G通信機能利用による通信速度の改善を保証しません。</u></p>		
プラン3	1の音声通話機能付き契約者 カードごとに	-						
<p><u>備考</u></p> <p><u>1 第2種契約者（音声通話機能付き契約者カードを利用する者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、当社が指定する方法によりこの機能の提供を請求することができます。</u></p> <p><u>2 当社は、次の場合には、前項の請求を承諾しないことがあります。</u></p> <p><u>（1）当社が契約者カードの申込みを承諾した日以前に、その契約者カードについてこの機能の提供の請求があった場合。</u></p> <p><u>（2）前号に規定するほか、契約者カードの申込みが、当社のモバイルアクセスサービス契約約款第9条の3（番号ポータビリティ）に規定する申込みを伴う場合であって、当社が指定する手続きが完了していない場合。</u></p> <p><u>3 当社は、当社が前々項の請求を承諾し、その請求に係る手続きを完了したときから、第2種契約者がこの機能の提供の解除を請求し、かつ当社がその請求を承諾し、その請求に係る手続きを完了するまでの間、その請求に係る契約者カードに対しこの機能を提供します。</u></p> <p><u>4 当社は5G通信機能利用による通信速度の改善を保証しません。</u></p>								